

# 令和6年度鹿児島県地域防災計画の主な修正の概要

## I 能登半島地震を踏まえた修正

能登半島地震において、孤立集落の発生、ライフラインの損傷、避難所運営における課題が発生したこと等を踏まえ、孤立化の発生等を見据えた物資輸送手段の確保や、道路啓開体制の整備、避難所における段ボールベッド等の早期設置や、専門家派遣による福祉的な支援の充実・強化、応援職員の業務引継ぎの円滑化等について修正

### 防災基本計画の修正を踏まえた修正

#### 1 避難所の管理運営

- 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める旨の記述を追加。
- 市町村は、避難所における福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

#### 2 専門家派遣による福祉的な支援の充実・強化

県は、専門家派遣による福祉的な支援の充実・強化を図るために、鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会(鹿児島J R A T)との連携を図る旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

#### 3 緊急輸送道路活動に資する啓開体制の整備

道路管理者は、道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成する旨の記述を追加。

(一般編、地震編、火山編)

#### 4 応援職員の受入体制の整備

県は、応援職員の受入体制の充実を図るため、応援職員に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める旨の記述を追加。

(一般編、地震編、火山編)

#### 5 地域が孤立した場合の物資輸送手段の確保

県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

**6 物資拠点の効率的な運営に必要な人員や資機材等の確保**

県は、物資拠点の効率的な運営を図るため、物資拠点の運営に必要な人員や資機材等を、運送事業者等と連携して速やかに確保するよう努める旨の記述を追加。

(一般編)

**7 通信・広報体制の整備**

県及び市町村は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備を推進する旨の記述を追加。

(一般編)

被災地へ派遣した職員へのアンケートを踏まえた修正

**8 避難所開設当初からパーティションの設置及び断水時のトイレ等の確保（再掲）**

市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

**9 応援職員の業務引継ぎの円滑化**

県は、応援職員の業務引継ぎの円滑化を図るため、応援業務の資料について、事前に派遣元に提供するよう努める旨の記述を追加。

(一般編)

**10 避難所の情報等の一元管理**

県及び市町村は、避難者に必要な支援を行うため、避難所の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努める旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

本県独自の修正

**11 孤立化集落対策マニュアルの修正**

能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえ、防災関係機関等との連携強化、通信手段やヘリコプター用地の確保、自主防災組織等による避難所運営など集落内の防災力の充実・強化等についての記述を修正。

(一般編)

## II 国の施策の進展等を踏まえた修正

### 防災基本計画の修正を踏まえた修正

#### 1 災害時感染制御支援チーム（DICT）の充実・強化

避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う災害時感染制御支援チーム（DICT）等の活動内容等について記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

#### 2 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難者、車中泊避難者等に対する支援方策の検討や、支援に必要な物資の備蓄等に努める旨の記述を追加。

(一般編)

#### 3 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況把握における緊密化

国は、施設敷地緊急事態発生時には薩摩川内市に対し施設敷地緊急事態要避難者の避難等を要請することになっており、同事態の前段階である警戒事態発生時には事前に情報を確認する必要があることから、国と県及び薩摩川内市において避難準備の状況等の連絡を密にする旨の記述を追加。

(原子力災害対策編)

### 南海トラフ地震臨時情報に関する修正

#### 4 南海トラフ地震臨時情報発表時の呼びかけの充実

県は、南海トラフ地震臨時情報発表時にるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努める旨の記述を追加。

(地震編、津波編)

### III 関連する法令の改正を踏まえた修正

#### 防災基本計画の修正を踏まえた修正

##### 1 活動火山対策の強化

活動火山対策特別措置法の改正に伴い、県は、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する旨の記述や、「火山防災の日」を活用した防災知識の普及に努める旨の記述を追加。

(火山編)

##### 2 災害支援ナースの充実・強化

医療法等の改正に伴い、令和6年4月から、DMAT・DPATと同様に、災害支援ナースについても「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけられたことから、災害支援ナースの活動内容等について記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

### IV 本県の施策の進展等を踏まえた修正

#### 本県独自の修正

##### 1 在宅難病患者等への停電時の対応強化

県は、医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援について、予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発を行うとともに、市町村や医療機関等との連携による入院先や受入先の確保の調整を行う旨の記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)

##### 2 災害薬事コーディネーターの充実・強化

県は、令和6年度から災害薬事コーディネーターを養成したことから、災害薬事コーディネーターの活動内容等について記述を追加。

(一般編、地震編、津波編)